

公立学校共済組合

任命処分取消等訴訟 ニュース 第4号

2006.3.23 発行：全教 生権・法制局

証拠調べに踏み込めるかがカギ！！

3月17日、裁判長の交代後初めての口頭弁論が開かれました。前任の裁判長の三代川裁判長は、証拠調べ手続きに入るかどうかについて、原告適格の問題もあるから「法的スクリーニングにかけて」（法的な観点から検討して）判断するとしていました。新任の佐村浩之裁判長も基本的な考えは同じで、裁判所が証拠調べ手続きに踏み込めるかが裁判のゆくえを左右します。

- 第6回口頭弁論期日（3月17日）では -

全教を排除した任命がなぜ公正なのかについて、被告側が十分に回答をしない状況が続いています。被告側準備書面（4）では「被告大臣は、被告組合の適正な運営、ひいては地方公共団体の適正な運営のため、法により付与された広範な裁量権に基づき、大所・高所の見地から諸般の事情を考慮して、総合的な判断の下に運営審議会委員を任命している」としています。

原告側は準備書面（7）で、裁量権の濫用、原告らの受けた損害、被告主張の矛盾点等について改めて主張を展開しました。

さらに、原告側は、地方公務員等共済組合法第7条の解釈について（すべての組合員が運営審議会委員になるための固有の権利を有すること）、4月17日までに準備書面を提出し、主張として補充します。

署名活動への一層の取組みを！

公正な裁判を求める署名は、3万5千筆を超える署名が全教本部に届けられています。裁判長が交代したため、新たな署名用紙をデータで送信しますので、とりくみが十分でない組織はこの署名への取組み強化をお願い致します。

次回期日は、4月28日（金） 10時00分～ です。